【Ⅱ法規】　　表24 「関連法融合(1)」の出題法文一覧表

※法文の適用法令年月日(令和3年1月1日) ： 頁数は、「令和3年版 建築関係法令集 法令編 (発行㈱総合資格)」の掲載頁を示す。

	法文	頁	見出し	出題年度⇒	H13	H13	H14	H14	H15	H15	H16	H16	H17	H17	H18	H18	H18	H18	H19	H20	H20	H20	H21	H21	H21	H22	H22	H23	H23	H23	H24	H24	H24	H24	H25	H25	H25	H25	H26	H26	H26	H26	H27	H27	H27	H27	H28	H28	H28	H28	H29	H29	H29	H30	H30	H30	R1	R1	R1	R1	R2	R2	R2	R2	計	率	出題問題の傾向分析
				問題番号⇒	23	25	24	25	23	25	24	25	23	25	21	22	24	25	22	23	24	25	28	29	30	30	25	28	30	28	29	30	27	28	29	30	27	28	29	30	27	28	29	30	27	28	30	28	29	30	27	29	30	27	28	29	30	27	28	29	30	27	28	29	30	問	%	
②	**建築基準法　目次**	**11**																																																																			
	建築基準法　法5条の6	22	設計及び工事監理																																																2			4												2	0.8	一級建築士でなければ行ってはならない建築物の設計及び工事監理を二級建築士が行い、工事が施工された場合、工事施工者も、二級建築士も罰則適用となる。
	建築基準法　法6条	22	確認申請																					1																																					2			2	0.8	確認申請の除外される場合でも、建築基準法は守らなければならない。
	建築基準法　法6条の3	25	構造計算適合性判定																																																		2															1	0.4	許容応力度等計算は、確認審査が比較的容易にできる構造計算に該当するので、構造計算適合性判定を受けなくてもよい。
	建築基準法　法7条の3	27	中間検査																																					3											1															2	0.8	中間検査前に施工した場合、工事施工者は罰則の適用の対象となる。
	建築基準法　法12条	32	報告・検査																																							2																			3			4				3	1.2	4階建て患者の収容施設のある診療所1,000㎡では、構造等定期に調査し、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
	建築基準法　法20条	41	構造耐力																									4										1																			1			1				4	1.7	40m超えの鉄筋コンクリート造の建築物で、周期5秒を超える地震波に対する震動解析は、義務付けられていない(該当法文無)。竜巻を考慮した風圧力に対し、構造耐力上安全であることを確かめることは求められていない。
	建築基準法　法26条	43	防火壁																																																														1	0.4	1,000㎡を超える建築物は、防火壁によって1,000㎡以内ごとに区画しなければならない。
	建築基準法　法27条	43	耐火建築物とする特殊建築物							5			4																																																				1	2		2	0.8	3階建て診療所は、耐火建築物とする(ただし、患者の収容施設のあるものに限る)。平屋建ての保育所250㎡は、耐火建築物としなくてもよい。
	建築基準法　法39条	47	災害危険区域																													1,2																																				4	1.7	災害危険区域の指定は、建築基準法である。天井等の内装材は、風圧及び地震等で脱落しないようにしなければならない。建築基準法により災害危険区域は定められている(津波による災害のおそれのある地域内の建築物の制限は定められていない)。
	建築基準法　法55条	58	低層住居専用地域の高さの制限			5																																																												1	0.4	第一種・第二種低層住居専用地域内では、高さが10m(区域によっては12m)を超える場合、特定行政庁の許可がなければ建築できない。
	建築基準法　R1無		外壁の開口部の防火戸																							1																																											1	0.4	国土交通大臣の認定を受けた防火設備の変更は、軽微な変更に該当しないので、そのまま施工できない。
	建築基準法　法69条	79	建築協定の目的																											1																																					1	0.4	建築協定には、建築物の門及び塀の構造に関する基準を定めることができる。
	建築基準法　法77条の58	99	適合判定資格者の登録		3			2																																																												2	0.8	建築基準適合判定資格者は、建築基準法である。建築基準適合判定資格者の登録は、国土交通省が行う。
	建築基準法　法85条	102	仮設建築物の制限緩和																												1,2																																				2	0.8	非常災害時の応急仮設建築物の建設では、1月以内の工事着手について建築基準法は適用されない(ただし、防火地域内の建築は除く)。応急仮設建築物を建設したものは、完了後3月を超えて存続しようとする場合、超える前に特定行政庁の許可を受けなければならない。
	建築基準法　法87条の2	110	一時緩和																																																														1	0.4	排煙設備の適用を受けない事務所を2以上の工事に分けて飲食店とする用途変更では、計画の最後の工事は排煙設備の規定が準用されるため、排煙設備を計画する必要がある。
	建築基準法　法87条の3	111	変更緩和																																																														1	0.4	既存建築物の用途変更で特別興行場等として利用する場合、特定行政庁の許可により、主要構造部を規制等を受けることなく、1年を超えて使用することができる。
	建築基準法　法98条	117	罰則																				2																	2																										2	0.8	違反建築物の設計を建築主が指示し、それに従った設計がされて施工した場合、建築主も罰則の対象となる。
	建築基準法　法101条	120	罰則																																										1,2																						2	0.8	工事監理者を定めないで工事した場合、工事施工者は100万円以下の罰則の対象となる。
	建築基準法　法105条	122	罰金刑																				3																	4																										2	0.8	建築基準法の構造耐力の規定に違反する特殊建築物を設計し、施工した設計事務所は、1億円以下の罰金刑の適用対象となる。
	建築基準法　別法1	125	(準)耐火建築物とする特殊建築物				3																																																										1	0.4	3階建て図書館は、耐火建築物とする。
	建築基準法　別法2	126	用途地域				2		3		1								3																																																4	1.7	別表2の各用途地域の条件に適合する者は建築できる。保育所・診療所は全ての用途で建築できる。共同住宅は第二種中高層住居専用地域内で建築で、ホテルは第1種住居地域内で、産業廃棄物処理施設は工業地域内で建築できる(㎡数や階数等の条件有)。
③	**建築基準法　今目次**	**137**																																																																		
	建築基準法　令16条	151	定期報告																																																3															1	0.4	収容施設がある3階、300 ㎡の診療所の所有者等は、建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期に調査し特定行政庁に報告しなければならない。
	建築基準法　令46条	167	構造耐力の軸組																					2																																												1	0.4	構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした場合、全ての方向に安全であるように軸組を釣合い良く配置しなければならない。
	建築基準法　令47条	169	構造耐力の継手又は仕口																					3																																												1	0.4	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打等で存在応力を伝えるように緊結しなければならない。
	建築基準法　令109条の2の2	193	層間変形角																																												4																				1	0.4	特定避難時間倒壊等防止建築物は、建築基準法施行令に関する法律である。
	建築基準法　令129条の3	225	適用の範囲(エレベーター)																	4																																															1	0.4	エレベーターは、かごの水平投影面積が1㎡を超え、又は天井の高さが1.2mを超えるものをいう。
	建築基準法　令129条の10	229	エレベーターの安全装置																																		2																																1	0.4	エレベーターの安全装置として、かごの戸が閉じる前に昇降した場合、自動的にかごを制止する装置を設けなければならない。
	建築基準法　令137条の2	266	構造耐力関係																5																																																1	0.4	既存不適格建築物の増築では、増築面積が既存延べ面積の1/2を超える場合、既存部分も現行法の適用を受ける。
	建築基準法　令137条の18	271	類似の用途									3																																																							1	0.4	事務所がホテルに用途変更するには、類似の用途に該当せず、確認済証の交付を受ける必要がある。
	建築基準法　規則3条の2	350	軽微な変更																								2,3																																								2	0.8	天井高さの変更は、軽微な変更に該当するので確認申請の出し直しは不要である。構造評定を取得したものの変更は、軽微な変更に該当しないので確認申請の出し直しとなる。
	都市計画法　法4条	742	定義						3																																		1																								2	0.8	特定工作物は、都市計画法である。
	都市計画法　法8条	745	地域地区								4																																				2																				2	0.8	生産緑地地区の指定は、都市計画法である。特例容積率適用地区は、都市計画法である。
	都市計画法　法11条	748	都市施設							4																																																									1	0.4	都市計画で定められた保育所は、都市計画施設である。
	都市計画法　法21条の2	760	都市計画の決定の提案												5															2																						3															3	1.2	特定非営利活動促進法の法人は、都道府県又は市町村に対し都市計画の決定又は変更の提案ができる。まちづくりの推進の特定非営利活動法人は、決定又は変更提案できるが、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更は除かれる。
	都市計画法　法29条	764	開発行為の許可				4																																																											1	0.4	図書館・診療所(医療施設)は、開発行為の許可が不要である(ただし書きの除外建物である)。
	都市計画法　法31条	765	設計者の資格																																																4															1	0.4	開発許可の申請では、一級建築士で宅地開発に2年以上の経験を有する者が、20ha未満の開発行為に関する設計図書を作成できる。
	都市計画法　法37条	771	建築制限																4																																															1	0.4	開発許可を受けた場合、工事完了公告があるまでの間は、原則として建築できない。
	都市計画法　法58条の2	778	建築等の届出										2																																																						1	0.4	地区整備計画の定められている地区計画の区域内で建築する者は、着手30日前までに所定の事項を市町村長へ届け出なければならない。
	建築士法　法3条	648	1級建築士の設計又は監理			1						4	1																																										4												4	1.7	鉄筋コンクリートの延べ面積300㎡、高さ13m又は軒の高さ9mを超えるものは1級建築士が設計し、木造2階建300㎡、高さ8m、軒の高さ6mの共同住宅は、木造建築士が設計できる。
	建築士法　法3条の2	649	2級建築士の設計又は監理							2																																																									1	0.4	鉄筋コンクリート造、鉄骨造で30㎡を超えるもので、高さ13m又は軒の高さ9mを超えるものは、2級建築士が設計する。
	建築士法　法3条の3	649	建築士の設計又は工事監理																					4																																												1	0.4	2階建て住宅120㎡は、建築士である工事監理者を定めなければならない。
	建築士法　法18条	663	設計及び工事監理																																								1																								1	0.4	建築士は、工事監理を行う場合、工事が設計図書通り実施されていないときは、工事施工者に指摘し、当該工事施工者が従わないときは建築主に報告しなければならない。
	建築士法　法20条	664	業務に必要な表示行為																								4																																									1	0.4	構造設計1級建築士が構造設計を行った場合、構造設計図書に構造設計1級建築士である旨の表示をしなければならない。
	建築士法　法20条の3	664	設備設計に対する特例																																										3																						2	0.8	設備設計一級建築士の関与義務のある階数3以上、5000㎡超える建築物の設備設計をした場合、工事監理は義務付けられていない。
	建築士法　法21条の3	665	違反行為の指示の禁止																				1																																												1	0.4	建築士は、違反行為の相談に応じてはならない。
	建築士法　法22条の2	665	定期講習																																										4												1										2	0.8	構造設計一級建築士は、所属事務所及び業務に関係なく、構造設計一級建築士の定期講習を受けなければならない。
	建築士法　法23条	667	建築士事務所の登録		4																																																														1	0.4	設計施工一貫方式を業として行うものは、建設業の許可と建築士事務所の登録が必要である。一級建築士事務所の登録は、都道府県知事が行う。
	建築士法　法23条の6	669	設計業務の報告書																																																4															1	0.4	建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に都道府県知事に提出し、15年間保存しなければならない。
	建築士法　法24条の3	670	再委託の制限																																							2																								1	0.4	300㎡を超える新築工事の設計業務は、委託者の許諾を得た場合でも、一括して他の建築事務所に委託してはならない。
	建築士法　法24条の4	670	図書の保存																																					4																											1	0.4	設計図書は、作成した日から15年間保存しなければならない。
	建築士法　法24条の7	671	重要事項の説明																1											2																																				2	0.8	建築士事務所の開設者は、設計等の契約を建築主とするとき、管理建築士等から重要事項を記載した書面を交付し、説明させなければならない。
	建築士法　法24条の8	671	書面の交付																4											1																																				2	0.8	建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、所定の事項を記載した書面を交付しなければならない(設計又は工事監理以外なら交付不要)。
	建築士法　法38条	676	罰金																				4													1																														2	0.8	一級建築士でないと設計及び監理できない建物を二級建築士が設計し、施工された場合、二級建築士と工事施工者は両方が罰則の対象となる。
	建設業法　法19条	718	請負契約の内容																3			5								4																																				3	1.2	建設工事の請負業者は、契約の際、工事内容等の書面に署名及び記名押印を相互に交付しなければならない。
	建設業法　法22条	720	一括下請負の禁止																																								4																						1	0.4	建設業者は、請け負った建設工事を、原則として一括して他人に請け負わせてはならない。
	建設業法　法23条の2	720	工事監理の報告																																								3																						1	0.4	請負人は、工事監理を行う建築士から設計図書通りに工事を実施するよう求められた場合、これに従わない理由があるときは、直ちに注文者にその理由を報告しなければならない。
	建設業法　法24条の2	720	下請負人の意見の聴取																	1																																														1	0.4	元請負人は、あらかじめ下請負人の意見を聞かなければならない。
	建設業法　法26条	722	主任技術者及び監理技術者の設置					5									1																																																		2	0.8	監理技術者は、建設業法である。公共性のある工作物の工事では、作業技術者又は工事監理者を専任の者とする。下請契約の請負代金の総額が3,000万円(建設工事費は4,500万円)以上になる場合、監理技術者を置かなければならない。
	建設業法　令2条	732	金額										3																																																					1	0.4	建設業者は、請け負った下請代金が4,500万円以上となる場合、特定建設業の許可を受けなければ締結できない。
	建設業法　令27条	733	専任の主任技術者又は監理技術者			2																																	1																												2	0.8	建築一式工事の請負金額が5,000万円未満であれば、主任技術者は専任でなくてよい(5,000万円以上は専任必要)。
	耐震改修法　法5条	490	都道府県耐震改修促進計画																																						1																										1	0.4	4階建て病院10,000㎡は、耐震診断を行い、その結果を所定の期日まで所管行政庁に報告しなければならない。
	耐震改修法　法8条	493	報告命令																												3																																					1	0.4	所管行政庁は、所有者が報告しない場合、報告及び内容の是正を命ずることができる。
	耐震改修法　法11条	493	所有者の耐震改修の努力																																												2																				1	0.4	要確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要がある場合、耐震改修を行うよう努めなければならない。
	耐震改修法　法14条	494	所有者の努力																	1																																4															2	0.8	特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修を行うよう努めなければならない。
	耐震改修法　法15条	494	特定既存耐震不適格建築物への指示																																		3																																1	0.4	所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、必要な指示をすることができる。
	耐震改修法　法19条	497	計画認定建築物の報告																																							2																										1	0.4	計画認定建築物とは、計画の認定を受けた計画に係る建築物をいう。
	耐震改修法　令8条	507	指示の対象																									3																																						1	0.4	耐震改修の保育所への指示の対象は、床面積が750㎡以上の場合である。
	耐震改修法　施行規則附則3条	512	準用																																																															1		1	0.4	要緊急安全確認大規模建築物は、耐震改修法で規定されている。
	消防法　法13条	845	危険物保守監督者					3																																																											1	0.4	危険物の保守監督者は、消防法である。
	消防法　令1条の2	856	防火管理者が必要な防火対象物			3																																																													1	0.4	共同住宅で50人以上ならば、防火管理者を定めなければならない。
	消防法　令10条	863	消火器具																																																		3															1	0.4	旅館は、屋内消火栓設備を設置した場合、消火器具の個数を減少できる。
	消防法　令11条	864	屋内消火栓				1																																																												1	0.4	図書館2,500㎡は、屋内消火栓が必要である(700㎡以上、耐火＋難燃なら3倍の2,100㎡以上に設置)。
	消防法　令21条	873	自動火災報知設備										3																																																						1	0.4	3階建て診療所300㎡は、自動火災報知設備を設置しなければならない。
	消防法　令24条	876	非常警報器具									5																																																								1	0.4	自動火災報知設備を設置した場合、非常ベル、自動式サイレン又は放送設備は設置しなくてよい。
	高齢円滑法　法2条	438	定義																																							4																										1	0.4	特別特定建築物とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
	高齢円滑法　法14条	444	特別特定建築物の基準適合義務																			4																4																														2	0.8	特別特定建築物の一定規模以上は、条例適合について、建築主事等の確認を受けなければならない。特定建築物の建築主等は、建築物移動等円滑化基準に適合への必要な措置を講ずるよう努める(ただし、階段のけあげ及び踏面の基準はない)。
	高齢円滑法　法19条	445	認定特定建築物						2																																																									1	0.4	認定特定建築物は、高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律である。
	高齢円滑法　令5条	460	特別特定建築物				5																																																												1	0.4	図書館は、特別特定建築物である。
	高齢円滑法　令18条	463	移動等円滑化経路										5																																																							1	0.4	エレベーターのかご及び出入口の幅は、80cm以上、奥行き135cm以上としなければならない。
	高齢円滑法　令29条	467	報告及び立入検査																																					3																														1	0.4	所管行政庁は、特別認定建築物の建築主に対し、建築物移動等円滑化基準への適合に関し報告させることができる(報告しなければならないわけではない)。
	住宅品確法　法6条	609	住宅性能評価書																																																														1	1	0.4	住宅の建設工事の請負人は、設計住宅性能評価書の写しを請負契約書を添付した場合、評価書の性能を建設工事で行うことを契約したものとみなす。
	住宅品確法　法94条	612	瑕疵担保責任								1													1					4																					1																1		5	2.1	住宅の品確法に基づき、住宅新築請負契約の請負人は、構造耐力上主要な部分の10年間の瑕疵担保責任を負う(これに反する特約は無効となる)。
	住宅品確法　法95条	613	売買の瑕疵担保責任														3																							3																										2	0.8	住宅の品確法に基づき、新築住宅の売買契約において、売主は買主に対して、構造耐力上主要な部分の10年間の瑕疵担保責任を負う(これに反する特約は無効となる)。
	住宅瑕疵担保法　第3条	640	瑕疵担保保証金の供託																	3					2																																									2	0.8	請負人又は売主は、瑕疵担保保証金の供託又は瑕疵担保責任保険契約の締結のいずれかを行わなければならない。
	合　計																																																																							

注)表中の**数字**は選択肢問題の番号(代表1法文)、**計**は出題法文の合計数、**率**は合計数の比率である。**出題問題の傾向分析**は問題のポイント解説である(重要一部分の解説)。表の**色分け**は出題確率の高い法文である。表の一番左①、②、③は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。

Ⅲ法律　　**表24 「関連法融合(2)」の出題法文一覧表**

※法文の適用法令年月日（令和3年1月1日）： **頁**数は、「令和3年版　建築関係法令集　法令編　（発行㈱総合資格）」の掲載頁を示す。

	法文	頁	見出し	出題年度⇒	H13	H13	H14	H14	H15	H15	H16	H16	H17	H17	H18	H18	H18	H19	H20	H20	H20	H21	H21	H21	H22	H23	H23	H23	H24	H24	H24	H24	H25	H25	H25	H25	H26	H26	H26	H26	H27	H27	H27	H28	H28	H28	H28	H29	H29	H29	H30	H30	H30	H30	R1	R1	R1	R1	R2	R2	R2	R2	計	率	出題問題の傾向分析
	問題番号⇒				23	25	24	25	23	25	24	25	23	25	21	22	24	25	22	23	24	25	28	29	30	30	25	28	30	28	29	30	27	28	29	30	27	28	29	30	27	28	30	28	29	30	27	29	30	27	28	29	30	27	29	30	27	28	29	30	27	28	29	30	問	%	
①	**その他法規　目次**	**932**																																																																	
	エネルギー法　法72条	－	努力(熱損失の防止)								3																						2																																2	0.8	建築主は、エネルギー使用の合理化法に基づき、建築物の外壁、窓等の熱損失の防止に努めなければならない。
	エネルギー法　法73条	－	判断の基準						4																																																								1	0.4	特定建築物は、エネルギーの使用の合理化に関する法律である。
	エネルギー法　法75条	－	届出、指示											5							1,2						1										3																											5	2.1	特定建築物を新築する者は、熱損失の防止等の措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない（及び届け出たものを定期に報告しなければならない）。
	エネルギー法　法75条の2	－	第二種特定建築物の届出、勧告																																		2,4																											2	0.8	500㎡の第二種特定建築物とする者は、設計及び施工の所定の措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。所管行政庁は、届出内容が著しく不十分である場合、届出をした者に必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
	エネルギー法　法76条の6	－	性能向上の勧告及び命令																	2																																												1	0.4	国土交通大臣は、1年間に150戸以上の新築に対して、性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。
	エネルギー法　令18条	－	屋根の規模																																		1																											1	0.4	第一種特定建築物の屋根の修繕をする者は、設計及び施工の所定の措置について、所管行政庁に届け出なければならない（修繕等の面積は屋根の1/2以上に限る）。
	エネルギー消費法　法12条	528	エネルギー消費性能適合性判定																																																	3											1	0.4	建築物エネルギー消費性能適合性判定の適合判定通知書は、確認済証の交付の期間の末日の3日前までに提出する。
	エネルギー消費法　法19条	531	エネルギーの届出																																																				1					2	2	0.8	特定建築物以外の建築物で、その床面積の合計が300㎡以上の新築の建築主は、工事着手21日前まで所管行政庁に省エネ計画を届け出る。
	エネルギー消費法　法29条	535	エネルギー消費向上計画																																												4															1	0.4	エネルギー消費性能向上法に基づき、建築主等は、空気調和設備等の改修をするとき、建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
	エネルギー消費法　法30条	535	エネルギー消費向上計画の認定基準																																																	4											1	0.4	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けたときは、適合判定通知書の交付を受けたものとみなす。
	宅建法　法3条	965	免許															2																					4																										2	0.8	取引主任者は、宅地建物取引法である。自社の土地を自社で造成販売する場合でも、宅地建物取引業法上の免許が必要である。2以上の都道府県の区域に事業所を設ける場合は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
	宅建法　法31条の3	966	取引主任者の設置					1																																																								1	0.4	宅地建物取引業者が事務所を設置する場合、規模に応じて専任の取引主任者を置かなければならない。
	宅建法　法33条	966	広告の開始時期								5																								4										3																				3	1.2	宅地建物取引業者は、工事完了前で確認済証の交付を受けた後でなければ、広告をしてはならない。広告、契約及び媒介は、建築確認等所定の処分があった後にする。
	宅建法　法35条	966	重要事項の説明																															2																				1					3	3	1.2	宅地建物取引業者は、建物の売買相手方へ契約が成立するまでの間に、取引主任者が重要事項の書面を交付して説明しなければならない。
	宅建法　法36条	969	契約締結の時期の制限			4																																																									1	0.4	宅地建物取引業者は、工事完了前において確認済証の交付を受けた後でなければ、売買契約を締結してはならない。
	景観法　法8条	1021	景観計画											1	4																																																		2	0.8	景観計画においては、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めるものとする。景観計画を定めることができるのは、景観行政団体である。
	景観法　法16条	1022	届出及び勧告												1						3																																			3				1		4	1.7	景観計画区域内において建築物の外観の変更することなどを修繕をしようとする者は、あらかじめ景観行政団体の長に届け出なければならない（認定を受ける必要はない）。
	景観法　法61条	1024	景観地区（良好な景観）												3																																																		1	0.4	景観地区に関する都市計画には、建築物の形態意匠の制限を定めるものとする。
	景観法　法63条	1025	計画の認定												2													3											2													1												4	1.7	景観地区内で建築する者は、あらかじめその計画について市町村長の認定を受けなければならない。
	労働安全衛生法　法11条	970	安全管理者					4																																																									1	0.4	安全管理者は、労働安全衛生法である。
	労働安全衛生法　法88条	973	計画の届出											4													2																													4							3	1.2	31mを超える建設工事業者は、仕事開始14日前までに、労働基準監督署長に届出なければならない。
	労働安全衛生法　令6条	974	作業主任者の選任													1																																												2			2	2	0.8	建築工事で5m以上の構造部材の組立て又は解体作業をする場合、作業主任者を専任しなければならない。
	旅館業法　法3条	1099	営業の許可		5																																																													1	0.4	ホテル営業の許可は、都道府県知事が行う。
	旅館業法　令1条	1101	構造設備の基準										2																																																					1	0.4	1客室の床面積は、9㎡以上であること。
	宅地造成規制法　法8条	1067	宅地造成の工事の許可		1																													1																															4	3	1.2	宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成の工事の許可は、都道府県知事が行う。
	石綿予防規則　第3条	986	事前調査													4																																											4					2	0.8	建築物の解体作業では、事前に石綿の使用有無を調査し記録しなければならない。
	石綿予防規則　第4条	987	作業計画													5																																																	1	0.4	石綿のある解体作業では、労働者への石綿による健康障害を防止する計画を定め、作業を行なわなければならない。
	密集市街地防災法　法2条	942	定義（特定防災機能）						5																																																								1	0.4	特定防災機能とは、火事又は地震が発生した場合、延焼防止上及び避難上確保されるべき機能をいう。この法律に特殊建築物という用語は、規定されていない。
	密集市街地防災法　法31条	944	特定防災街区整備地区の都市計画																																																				4								1	0.4	特定防災街区整備地区は、密集市街地防災法で規定されている。
	浄化槽法　法3条	1054	浄化槽によるし尿処理														2																																																	1	0.4	何人も、公共下水道等の公共の処理区域外では、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならない。
	浄化槽法　法12条	1056	保守点検等の改善命令								2																																		4																				2	0.8	浄化槽の管理者に対し、清掃等の助言ができるのは、都道府県知事である。
	長期優良住宅法　法5条	935	長期優良住宅建築等計画の認定																														1															3																		2	0.8	分譲事業者は、譲受人の決定まで相当の期間を要すると見込まれる場合、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請できる。
	長期優良住宅法　法6条	936	認定基準																						3,4																3																2							4	1.7	所管行政庁は、長期優良住宅建設工事の申請があった場合、構造等所定の基準に適合すると認めるときは、認定することができる（事前の確認済証の申請を受ける必要はない）。
	衛生的環境法　法4条	1059	建築物環境衛生管理基準																	3																																													1	0.4	特定建築物の所有者は、建築物環境衛生管理基準に従って建物を維持管理しなければならない。
	都市再開発法　法2条	989	定義						1																																																									1	0.4	施設建築物は、都市再開発法である。
	都市再開発法　法11条	993	認可		2																																																														1	0.4	市街地再開発組合の設立の認可は、都道府県知事が行う。
	文化財保護法　法139条	1107	現状変更の届出																	2																																															1	0.4	重要文化的景観の現状を変更する場合は、30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。
	駐車場法　法20条	1078	新築の駐車施設の附置																				2																							2																				2	0.8	地方公共団体は、商業地域内で2,000㎡以上の新築に対して、条例で敷地内に駐車場を設けなければならない旨を定めることができる。
	再資源化法　法9条	1063	分別解体義務																																																		2					3					2	0.8	再資源化法に基づき、500 ㎡以上の増築は、分別解体等をしなければならないが、200㎡なら該当しない。
	再資源化法　法21条	1064	解体工事業の登録													2																																											3					2	0.8	解体工事業を営もうとする者は、土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業の許可を受けている場合を除き、区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
	再資源化法　令2条	1065	規模の基準													3				5							4					3																																4	1.7	建築物の解体工事では、解体工事部分が80㎡以上の場合、及び新築の床面積が500㎡以上の場合、分別解体等をしなければならない。
	児童福祉法　法45条	1084	施設の最低基準							1																																																								1	0.4	保育所の設備等は、児童福祉法により最低基準が定められている。
	老人福祉法　法17条	1095	施設の基準														5																																																	1	0.4	特別養護老人ホームの入所者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上としなければならない（養護老人ホームの設備及び運営基準、第11条）。
	急傾斜防止法　法3条	1065	急傾斜地崩壊危険区域の指定																									1																																						1	0.4	急傾斜地崩壊危機区域の指定は、急傾斜地の崩壊防止法である。
	土砂災害法　法9条	1075	土砂災害特別警戒区域																																											3																				1	0.4	土砂災害特別警戒区域は、土砂災害法で規定されている。
	土砂災害法　法10条	1075	特定開発行為の制限																											4																			3		3														3	1.2	特別警戒区域内で予定建築物が分譲住宅である開発行為をするものは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。
	屋外広告物法　法3条	1034	広告物の禁止																				1																																												1	0.4	都道府県は、良好な風景等の維持のため、条例で広告物の表示又は設置を禁止できる。
	水道法　法16条	1050	給水装置														4																																																	2	0.8	給水装置の家屋の主配管は、漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない（給水装置の構造及び材質の省令、第1条）。
	自転車法　法5条	1082	自転車の駐車対策																				3																																												1	0.4	地方公共団体は、自転車の駐車の著しいスーパーマーケット等の新築で、敷地内又は周辺に自転車駐車場を設置しなければならない旨を定める。
	空港騒音法　法5条	1061	航空の騒音への建築制限																				4																																												1	0.4	航空機騒音障害防止特別地区内では、都道府県知事の許可がなければ高等学校を新築できない。
	歴史的風致法　法31条	1029	歴史的風致維持向上地区計画																										4																																						1	0.4	歴史的風致維持向上地区整備計画では、建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限について定めることができる。
	低炭素化法　法54条	597	低炭素建築物新築等計画の認定基準																																		1																			1.2			4					4	1.7	低炭素建築物の認定申請する場合は、所管行政庁に対し、計画を建築主事に通知し、建築基準法に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。
	医療法　規則16条	1086	病院・診療所の構造設備の基準											2																																																			1	0.4	病室の廊下で両側に居室があるものの幅は、内法で2.7m以上としなければならない。
	特定非常災害法　法8条	952	応急仮設住宅の存続期間																											3																																						1	0.4	応急仮設住宅を建築基準法による2年以内で許可を受けた後に、更に特定非常災害法により1年を超えない範囲で許可を得て期間を延長できる。
	都市再生特別措置法	994	特定用途誘導地区																																											3																				1	0.4	特定用途誘導地区は、都市再生特別措置法である。
	都市緑地法	1035	緑化率																																															2																1	0.4	緑化地域内の敷地面積が規定規模机上の場合は、建築物の緑化率を規定の最低限度以上としなければならない。
	最高裁判所の判例		法文無															1～5			1～5											1～4																																		14	5.8	設計及び工事監理に関する損害賠償請求事件の例等を示して、判決に該当しないものを選択する問題である（該当法文はないが、注意して読めば常識的に判断できる）。
	合　計																																																																					241	100.0	

注）表中の**数字**は選択肢問題の番号（代表１法文）、**計**は出題法文の合計数、**率**は合計数の比率である。**出題問題の傾向分析**は問題のポイント解説である（重要一部分の解説）。表の**色分け**は出題確率の高い法文である。表の一番左①、②、③は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。